

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2026年2月13日
【会社名】 TOYO TIRE 株式会社
【英訳名】 Toyo Tire Corporation
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 隆史
【本店の所在の場所】 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
【電話番号】 (072)789-9100 (大代表)
【事務連絡者氏名】 執行役員 コーポレート統括部門管掌 延澤洋志
【最寄りの連絡場所】 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
【電話番号】 (072)789-9100 (大代表)
【事務連絡者氏名】 執行役員 コーポレート統括部門管掌 延澤洋志
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1 . 当該事象の発生年月日

2026年2月13日

2 . 当該事象の内容

当社の連結子会社Toyo Tire Serbia d.o.o.が保有する固定資産について、現在の経営環境を踏まえ将来計画の見直しを行い、国際会計基準（IFRS）に基づく減損テストを実施した結果、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。これに伴い、当社が保有する関係会社出資金のうち、欧州地域の関係会社を管理統括するToyo Tire Holdings of Europe GmbHにおいて実質価額が著しく下落していることから、関係会社出資金評価損を計上いたしました。

3 . 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2025年12月期の個別決算において関係会社出資金評価損13,437百万円を特別損失として計上いたしました。なお、連結決算においては相殺消去されるため、連結損益に与える影響はありません。

以上